

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 91 号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第15条の2」を「第15条」に改める。

第3条本文中「別表第4を除き、以下」を「次条から第7条までにおいて」に改め、同条ただし書中「市長」の右に「(京都市鴨東駐車場にあっては、条例第12条の2第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))」を加える。

第4条第1項中「駐車料金」の右に「の額」を加え、同条第2項前段中「月ぎめ」を「定期駐車券」に改め、「駐車料金」の右に「の額」を加え、「別表第3」を「別表第4」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第14条の3第2項に規定する駐車料金の額は、960円とする。

3 条例第14条の4第3項に規定する駐車料金の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

第5条の見出し及び同条中「月ぎめ」を「定期駐車券」に改める。

第6条を次のように改める。

(駐車料金の納入)

第6条 条例第14条第1項に規定する駐車料金のうち普通駐車料金(以下「普通駐車料金」という。)は、路外駐車場から自動車を退場させる際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第14条第1項に規定する駐車料金のうち回数制駐車料金(以下「回数制駐車料金」という。)は、路外駐車場に自動車を入場させる際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第14条の3第2項に規定する駐車料金は、前払式駐車券の交付を受ける際に納入しなければならない。

4 条例第14条の4第3項に規定する駐車料金は、定期駐車券の交付を受ける際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条の見出しを「(駐車券)」に改め、同条第1項を次のように改める。

路外駐車場（京都市鴨東駐車場を除く。）に自動車を駐車させる者（普通駐車料金を納入すべき者及び前払式駐車券により駐車させる者に限る。）は、自動車を入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。

第7条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「駐車票の」を「駐車券の」に、「当該駐車票」を「当該駐車券」に改め、「ときは、」の右に「その者が」を加え、「、駐車票」を「、駐車券」に改め、同条第3項中「駐車票の」を「駐車券の」に、「当該駐車票」を「当該駐車券」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第8条から第15条までを次のように改める。

（前払式駐車券）

第8条 市長は、条例第14条の3第1項の規定に基づき、京都市醍醐駐車場に駐車する自動車に係る前払式駐車券を発行する。

2 前項の前払式駐車券の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 前条第1項又は第2項の規定により交付された京都市醍醐駐車場の駐車券を所持すること。

(2) 前条第1項の規定により駐車券の交付を受けた日以後に、京都市高速鉄道東西線醍醐駅を発駅又は着駅として、京都市高速鉄道を利用すること。

(3) その他別に定める要件に該当すること。

3 第1項の前払式駐車券の券面額は、1,200円とし、当該前払式駐車券は、1,200円分の自動車の駐りに使用することができる。

（定期駐車券）

第9条 市長は、条例第14条の4第1項の規定に基づき、路外駐車場（京都市先斗町駐車場及び京都市鴨東駐車場を除く。）に駐車する自動車（原動機付自転車を含む。以下この条及び次条において同じ。）に係る定期駐車券を発行する。

2 定期駐車券の通用期間は、毎月の1日から末日までとする。ただし、月の中途から定期駐車券により自動車を駐車させる場合は、開始日から開始日の属する月の翌月の末日までとする。

3 定期駐車券の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、定期駐車券の交付を受けた者が当該定期駐車券の通用期間の末日の属する月の翌月を通用期間とする定期駐車券の交付を受けようとする

きは、当該交付を受けた定期駐車券の提示をもって、当該申請書の提出に代えることができる。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 駐車させる自動車の種類
- (3) 自動車を駐車させる時間
- (4) 自動車を駐車させる月
- (5) 駐車させる自動車に係る車両番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 前項の規定による申請は、交付を受けようとする定期駐車券の通用期間である月の前月の初日から受け付けるものとする。

5 市長は、第3項の規定による申請があったときは、定期駐車券によらない駐りに支障がないと認める場合に限り、当該申請に係る自動車の車両番号及び申請者の氏名（法人にあっては、名称）を記載した定期駐車券を申請者に交付する。

6 定期駐車券は、路外駐車場に自動車を入場させる際及び路外駐車場から自動車を退場させる際に提示しなければならない。

（定期駐車券により駐車させる自動車の変更）

第10条 前条第5項の規定により定期駐車券の交付を受けた者は、市長に届け出て、駐車させる自動車を変更することができる。ただし、条例第14条の4第3項に規定する駐車料金の変更を伴うときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による届出をしようとする者は、当該届出の際に、定期駐車券を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による定期駐車券の提出を受けたときは、当該定期駐車券の記載事項を訂正し、これを当該届出をした者に返付する。

（回数制駐車券）

第11条 市長は、第6条第2項の規定により回数制駐車料金を納入した者に対し、回数制駐車券を交付する。

（駐車料金等の減免）

第12条 条例第15条の2第1項の規定により駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第15条の2第2項の規定により京都市鴨東駐車場の利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

第13条から第15条まで 削除

第15条の2を削る。

第17条及び第21条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第22条中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第24条中「ほか、」の右に「この規則において別に定めることとされている事項及び」を加える。

別表第2京都市山科駅前駐車場の項中「午前7時30分」を「午前5時」に、「午後10時30分」を「翌日の午前0時30分」に改める。

別表第3 1京都市先斗町駐車場の項中「の自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加え、同表1京都市山科駅前駐車場の項中「150」を「150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあっては、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円」に、「1,500」を「1,200」に改め、同表1備考1中「及び3」を削り、「自動車」の右に「(原動機付自転車を含む。以下この表において同じ。)」を加え、同備考に次のように加える。

3 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

別表第3 2を削り、同表3備考以外の部分中「の自動車」の右に「及び原動機付自転車」を加え、同表3備考中「、2の適用を受けない自動車の駐車中」を削り、「もの」を「駐車」に改め、同表3を同表2とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

区	分	定期駐車券により自動車及び原動機付自転車を駐車させることができる時間	駐車料金
		午前8時から午後8時まで	円 10,000
		午後4時から翌日の午前5時まで	7,100

京都市円山駐車場	自動二輪車 及び原動機 付自転車	午後5時から翌日の午前10時まで	8,700
		午前0時から午後12時まで	15,100
		平日の午前8時から午後8時まで	7,900
		平日の午前0時から午後12時まで	12,900
	その他	午前8時から午後8時まで	30,000
		午後4時から翌日の午前5時まで	21,000
		午後5時から翌日の午前10時まで	26,000
		午前0時から午後12時まで	45,000
		平日の午前8時から午後8時まで	24,000
		平日の午前0時から午後12時まで	39,000
京都市山科駅前駐車場		午後5時から翌日の午前10時まで	9,000
		平日(土曜日を除く。)の午前5時から翌日の午前0時30分まで	15,000
		平日(土曜日を除く。)の午前0時から午後12時まで	24,000
京都市四条烏丸駐車場	自動二輪車 及び原動機付 自転車	午前8時から午後8時まで	10,000
		午後5時から翌日の午前10時まで	5,000
		午前0時から午後12時まで	15,100
		平日の午前8時から午後8時まで	7,900
		平日の午前0時から午後12時まで	12,900
	その他	午前8時から午後8時まで	30,000
		午後5時から翌日の午前10時まで	15,000
		午前0時から午後12時まで	45,000
		平日の午前8時から午後8時まで	24,000
		平日の午前0時から午後12時まで	39,000
		午後5時から翌日の午前10時まで	9,000
		午前0時から午後12時まで	20,000

京都市醍醐駐車場	平日の午前5時から翌日の午前0時30分まで	15,000
	平日（土曜日を除く。）の午前5時から翌日の午前0時30分まで	12,000

備考 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

第1号様式から第8号様式まで 削除

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)